

第七章 秘密意匠制度の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる制度である（意匠法第14条）。これは、先願により意匠権を確保しておく必要があるものの、直ちに当該意匠の実施を行わない場合に意匠公報が発行されることによる第三者の模倣を防止しようとする趣旨によるものである。一方、秘密意匠の請求をしようとする者は、意匠登録出願と同時に請求の書面を特許庁に提出しなければならない旨規定されている（意匠法第14条第2項）。また、秘密意匠の請求に当たっては、所定の手数料の納付が義務付けられている（意匠法第67条第2項）。

(2) 改正の必要性

従来、意匠登録出願に係る意匠が、審査、意匠権の設定登録を経て、意匠公報により公示されるまでには相当の期間を要していたため、その間に出願人等が当該意匠に係る物品の販売等を開始するケースが多く、自らが意図しないうちに意匠公報が発行され公開に至る事態は問題化しなかった。

近年、意匠権の早期権利化の要請から審査の迅速化が実現したことに伴い、出願のタイミングによっては、商品の販売前にもかかわらず、意匠公報の発行によって意匠が公開されることがあり、商品の広告・販売戦略等に支障が出る場合が生じている。

このような場合、秘密意匠制度を利用することができるが、秘密意匠の請求は意匠登録出願と同時にしなければならないとされているため、審査が出願時

第一部 意匠法の改正項目

の予想よりも早期に終了した結果秘密意匠の請求の必要が生じたような事態には対処できなかった。こうしたことから、審査が終了した後にも秘密意匠の請求を可能とする必要がある。

2. 改正の概要

秘密意匠の請求をすることができる時期的要件について、現行法において認められている、出願と同時にする場合に加え、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合も認めることとする。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第14条第2項

(秘密意匠)

第十四条 (略)

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、又は第四十二条第一項の規定による第1年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

秘密意匠の請求に必要な手続を規定した意匠法第14条第2項において、従来、出願と同時に請求する場合に加え、意匠登録の契機となる意匠法第42条第1項の規定による第1年分の登録料の納付と同時にする場合も認める旨を規定した。

秘密意匠の請求を第1年分の登録料の納付と同時にする場合のみとしたのは、登録査定の際の送達後、任意の時期に秘密意匠請求を可能とした場合、

当該請求が登録料の納付手続とは別途なされることとなり確実な秘密意匠請求の管理が困難となる場合があること、さらに、秘密意匠請求がなされないものについても当該期間中に請求がなかったことを確認した上で登録を行う必要が生じ、これらに対応する事務負担によって迅速な登録及び公報発行に支障を来す恐れがあること等を考慮したためである。

なお、登録料の納付については、出願人だけでなく利害関係人もすることができるため（意匠法第45条において準用する特許法第110条）、出願人が登録料の納付と同時に秘密意匠の請求を行おうとしても、先に利害関係人によって登録料が納付され、秘密意匠の請求の機会が失われてしまう場合があり得る。今改正の趣旨は、秘密意匠について出願時に請求を行わなかった場合にも、後にその機会を予備的に設けたものであるので、可能であれば、従来どおり出願時に請求することが望ましい。